

沖縄県学校給食費無償化支援事業（仮称）

実施時期：令和7年度（予定）～

背景・課題

- ・ 学校給食の実施は学校設置者の努力義務で、学校給食費は原則、保護者負担となっている（学校給食法）。
- ・ 沖縄県は、合計特殊出生率が全国1位であるが、出生数は減少しており少子化は進行している。
- ・ 沖縄県は、こどもの貧困率が全国の約2倍となっており、昨今の物価高騰の影響も相まって、子育て環境がますます厳しい状況にある。
- ・ 中学生がいる家庭については、進学や部活動などで教育費の負担が大きい。
- ・ 学校給食費の無償化に向けた取組は、こどもの健やかな育ちを支え、子育て世帯の経済的負担を軽減する「未来への投資」であり、社会全体で取り組む必要がある。

事業概要

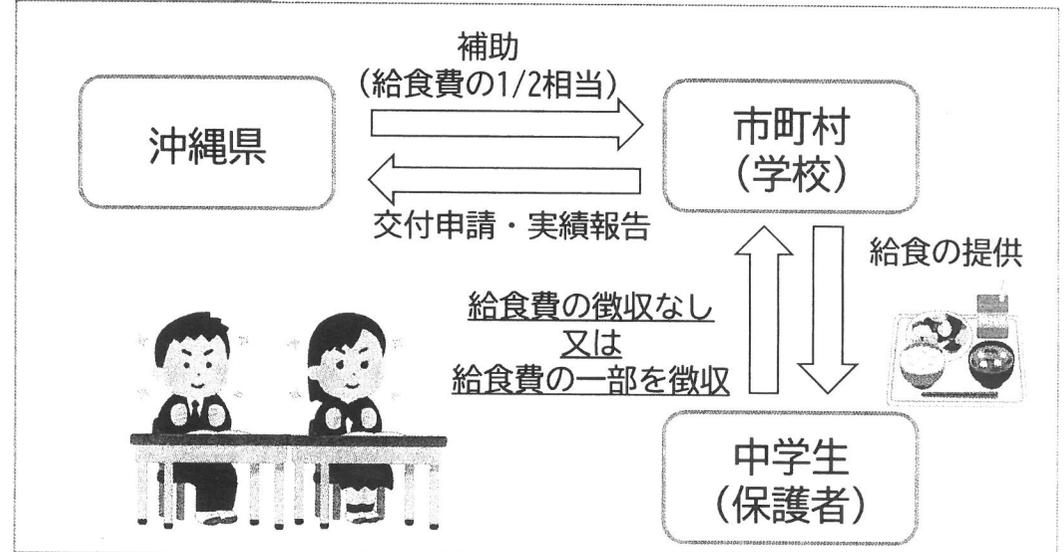
教育費の負担が大きい中学生のいる世帯に対して、給食費を支援することにより、子育て世帯の経済的負担を軽減し、沖縄の未来を担う子どもたちの健やかな育ちを支える。

県は市町村に対して、中学生の給食費の1/2相当を補助する。
（就学援助対象者は除く）

総事業費

約10億円（県内公立中学生の給食費総額の1/2相当）

スキーム



問い合わせ先 沖縄県教育庁保健体育課

沖縄県学校給食費無償化支援事業(仮称) Q & A ※未定稿

令和6年6月17日現在

Q 1 「学校給食費」とは何をさしますか。

本事業における補助対象経費は、中学生(就学援助対象者除く)の学校給食費をさします。学校給食費は、生徒分の食材費に相当する金額としています。食材費の範囲については、今後実態を把握し、検討していきます。

Q 2 学校給食費の算定はどのようにすればよいですか。

各市町村の算定方法を踏まえ、今後検討していきます。

Q 3 中学校の学校給食費の1/2を市町村が負担しなくても、県の補助は受けることができますか。

市町村の補助にかかわらず県の補助を受けることができます。

Q 4 独自のスキームで助成している場合、県の補助を受けられますか。

市町村で行っている助成内容にかかわらず県の示す範囲内で補助します。

Q 5 補助の上限額の設定はありますか。

学校給食費は市町村によって異なっている状況です。補助の上限額の設定については、物価高騰を考慮しつつ検討が必要と考えています。

Q 6 市町村が助成又は補填している分を学校給食費に含めてよいですか。

市町村において助成した費用が生徒分の食材費であれば、学校給食費に含まれます。

Q 7 終期設定はありますか。

現時点で終期は設定しておりません。

Q 8 小学生への補助の拡充は検討していますか。

学校給食費無償化に向けた第一歩として、中学生への補助からスタートし、効果検証やその時の財政状況、国の動向を踏まえ、今後検討していきます。

Q 9 就学援助対象者を除くのはなぜですか。

学校教育法第19条において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない」とされており。また、準要保護者に係る就学援助費は、所要の事業費が市町村の地方交付税を算定する際の基準財政需要額に算入されていることも踏まえ、就学援助対象者を本事業の対象外としています。

Q 10 県からの支払いはいつになりますか。

現時点において決まっておりません。市町村の意見を踏まえ今後検討していきます。

Q 11 転入生が出るなどして交付決定額を上回る場合、変更申請は必要でしょうか。

転入生や追加申請等により当初交付決定額を上回る場合、変更申請が必要です。
なお、当初交付決定額を下回る場合は実績を報告していただき補助額を確定します。

Q 12 今後のスケジュールは。

今回の説明会で得られた意見や課題等を整理し、その対応方針を8月下旬の市町村説明会で示す予定です。8月末を目途に、各市町村の予算規模や給食費への支援に係る検討状況等について調査を行い、来年1月末までに策定予定の交付要綱に反映させていきます。